

### Ⅲ 主要な用語の説明

調査結果の概況及び統計表に用いられた主要な調査事項の定義は次のとおりである。

#### 1 事業所票に関する事項

##### (1) 産 業

事業所の属する産業は、事業所の事業の内容及び主要な生産品又は取扱品の名称により、日本標準産業分類に従って決めた。

##### (2) 事業所

物の生産やサービスの提供などの事業活動が行われている一定の場所で、なんらかの建物又は設備などで一区画を占めているものをいう。同一経営者のもとに事業活動をしていても、占める区画が異なればそれぞれを1事業所とした。また、同一経営体にあり、かつ同一区画で2つ以上の異なった事業活動を営んでいる場合には、経営諸帳簿、貸金台帳などの備え付けのある単位をそれぞれ1事業所とした。ただし、鉱業の山元坑口や建設業の工事現場などは、そのみでは調査票作成の対象事業所とせず、これら各坑、現場を総括する上位の監督的事務所を調査事業所の単位とした。

##### (3) 規 模

###### ア 企業規模

調査の対象期間の期首（上半期調査においては調査実施年1月1日現在、下半期調査においては7月1日現在）に、調査対象事業所と同一企業（会社）に属するすべての事業所に雇用されている常用労働者数により、次の区分によって表示した。

- |              |              |              |
|--------------|--------------|--------------|
| (1) 1,000人以上 | (2) 300~999人 | (3) 100~299人 |
| (4) 30~99人   | (5) 5~29人    |              |

###### イ 前職の企業規模

入職者が、当該事業所に入職する前に、雇用労働者として就業していた事業所の属する企業（会社）全体の従業員数（常用労働者数によるものではない）に基づいて、次の区分により表示した。

- |              |              |              |
|--------------|--------------|--------------|
| (1) 1,000人以上 | (2) 300~999人 | (3) 100~299人 |
| (4) 30~99人   | (5) 5~29人    | (6) 4人以下     |

##### (4) 常用労働者

###### ア 常用労働者

次のうちいずれかに該当する労働者のことである。

- (ア) 期間を定めずに雇われている者
- (イ) 1か月以上の期間を定めて雇われている者

(注)平成30年上半期調査から常用労働者の定義を変更し、「1か月を超える期間を定めて雇われている者」から「1か月以上の期間を定めて雇われている者」に変更した。また、「日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている者で、前2か月それぞれ18日以上雇われた者」は削除した。

なお、(i)重役、理事などの役員でも部長、工場長などのように常時勤務して、役員としての報酬以外に一般の労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている者及び

(ii) 事業主の家族で常時その事業所に勤務し、他の労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている者は常用労働者に含める。

(注) 「労働者派遣法」にいう労働者派遣事業を営む人材派遣会社からの派遣労働者は、派遣元の労働者として扱い、派遣先では常用労働者に含めない。

イ 雇用期間の定めなし

常用労働者のうち、期間を定めずに雇われている者で、定年までの雇用を含む。

なお、試用又は見習い期間中の者でも、それらの期間が終了後、常用名義の労働者になる者も含む。

ウ 雇用期間の定めあり

常用労働者のうち、1か月以上の期間を定めて雇われている者のことである。

エ パートタイム労働者

常用労働者のうち、1日の所定労働時間がその事業所の一般労働者よりも短い者又はその事業所の一般労働者と1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない者をいう。

オ 一般労働者

常用労働者のうち、「パートタイム労働者」を除いた労働者を集計区分上、「一般労働者」としている。

カ 出向者

常用労働者のうち、企業間の契約又は企業の命令に基づき、他の企業の指揮命令を受けて勤務するために企業間を移動した者（在籍、移籍を問わない）をいう。

**(5) 入 職 者**

常用労働者のうち、調査対象期間中に事業所が新たに採用した者をいい、他企業からの出向者・出向復帰者を含み、同一企業内の他事業所からの転入者を除く。

なお、調査対象期間中に常用労働者の定義（前記(4)参照）に該当するようになった者及び定年で退職し、引き続き嘱託・臨時等として雇用された者を含む。

**(6) 同一企業（会社）内からの転入者及び給与支給の復活者等**

調査対象期間中に増加した常用労働者のうち、入職者（前記(5)参照）を除いた者のことで、これには次の事例が該当する。

ア 同一企業（会社）内の他の事業所から転入してきた者。

イ 休職、その他の理由により給与の支給が停止されていた者で、調査対象期間中に復職、その他の理由により給与が支給されるようになった者。

**(7) 離 職 者**

常用労働者のうち、調査対象期間中に事業所を退職したり、解雇された者のことをいい、他企業への出向者・出向復帰者を含み、同一企業内の他事業所への転出者を除く。

なお、定年で退職し引き続き嘱託・臨時等として雇用された者も、定年退職時一時離職した者として離職者を含む。

ア 退職者

離職者のうち、調査期間中に離職した出向者・出向復帰者を除いた者。

**(8) 同一企業（会社）内への転出者及び給与支給の停止者等**

調査対象期間中に減少した常用労働者のうち、離職者（前記(7)参照）を除いた者のことで、これには次の事例が該当する。

ア 同一企業（会社）内の他の事業所へ転出した者。

イ 休職その他の理由により給与の支給が停止されるに至った者。

**(9) 「雇用期間の定めあり」から「雇用期間の定めなし」に切り替えられた者**

調査対象期間期首の常用労働者及び調査対象期間中の増加労働者のうち、「雇用期間の定めあり」であった者で調査対象期間中に昇格・登用などにより「雇用期間の定めなし」に切り替えられた者をいう。

**(10) 未充足求人**

常用労働者のうち、調査実施年6月末日現在、事業所における欠員であり、仕事があるにもかかわらず、その仕事に従事する人がいない状態を補充するためにおこなっている求人をいう。

なお、従事する仕事が7月1日以降に生ずる予定のものは除いているが、教育訓練などの必要性から仕事に従事する時期が7月1日以降になる場合は含めている。

**2 入職者票、離職者票に関する事項**

**(11) 年齢階級**

入職時、離職時における満年齢により次のとおり区分した。

- |             |            |            |
|-------------|------------|------------|
| (1) 19歳以下   | (2) 20～24歳 | (3) 25～29歳 |
| (4) 30～34歳  | (5) 35～39歳 | (6) 40～44歳 |
| (7) 45～49歳  | (8) 50～54歳 | (9) 55～59歳 |
| (10) 60～64歳 | (11) 65歳以上 |            |

**(12) 学歴**

入職者・離職者の最終の卒業学校をいう。ここでいう学校とは学校教育法第1条に規定する学校及びこれらに準ずる学校を卒業した場合の学歴をいい、学校教育法第1条に規定する学校と入学資格や在学年数が同等で、これらの卒業に相当する資格が得られるものはそれぞれ該当する学校に含める。

平成8年より調査票を変更し、専修学校（専門課程）と高専・短大を分離した。

**(13) 新規学校卒業者**

調査実施年1月以降に最終の学校を卒業した者。

**(14) 入職前のインターネットの利用**

ア 民間等の求人広告会社のサイト

地方自治体で運営しているサイトも含む。

イ ハローワークインターネットサービス

公共職業安定所の求人情報を一覧、検索できる国のサイトである「ハローワークインターネットサービス」を利用した場合。

ウ その他のサイト

学校の求人情報データベース、船員求人情報ネット、検索サービス等のサイトを利用した場合。

エ 面接日の調整や企業に対する質問等に利用

企業セミナー等のイベント情報を収集、企業に資料請求、エントリーシートの利用、企業との連絡、訪問予定企業までの経路調べ、入職希望職種に関連する職業能力開発情報の収集、求職者として登録等に利用した場合。

## (15) 入職経路

入職者が調査事業所に入職する際にどのような経路によったかを次により分類した。

### ア 安定所（ハローワーク）

公共職業安定所で求人情報を見て応募したり、紹介を受けて入職した場合（ハローワークインターネットサービスで見た求人について安定所の紹介を受けて入職した場合を含む。）。

### イ ハローワークインターネットサービス

ハローワークインターネットサービスを見て直接応募し、入職した場合。

### ウ 民営職業紹介所

有料・無料を問わず、民営職業紹介事業を営む事業所の職業紹介（学校から紹介された場合を除く。）を受けて入職した場合。

### エ 学校

学校から紹介された場合（学校教育法第1条に規定する学校のほか、専修学校、各種学校も含む。）。

### オ 前の会社

現在の事業所に入職以前に就業していた会社のあつせん、援助等による場合（定年後の再雇用等を含む。）。

### カ 出向

企業間の契約又は企業の命令に基づき、他の企業の指揮命令を受けて勤務するために企業間を移動した場合。

### キ 出向からの復帰

出向先の企業から出向元の企業へ移動した場合。

### ク 縁故

知人、友人、親戚、郷里の人などの個人的関係によるあつせん、援助等による場合。

### ケ 広告

新聞、雑誌（求人情報誌を含む。）、チラシ、はり紙、折込広告、テレビ、ラジオなどの募集広告及びインターネット（ハローワークインターネットサービスを除く。）上の求人情報をみて応募した場合。

### コ その他

上記アからケまでの経路以外によって入職した場合（商工会議所、地方公共団体の広報又は地方公共団体の職業紹介なども含む。）。

なお、統計表においては「縁故」に「前の会社」を含めて表章している。

## (16) 就業形態

この調査では、パートタイム労働者であるか、それ以外の一般労働者であるかによって区分している。

## (17) 雇用形態

この調査では、雇用期間の定めありの労働者か、雇用期間の定めなしの労働者かによって区分している。

## (18) 職歴

入職者において、入職前1年間における就業経験の有無によって、未就業者（未就業入職者）と既就業者（転職入職者）に分けている。ただし、「内職」や1か月未満の就業は就業

経験に含まない。

ア 未就業者（未就業入職者）

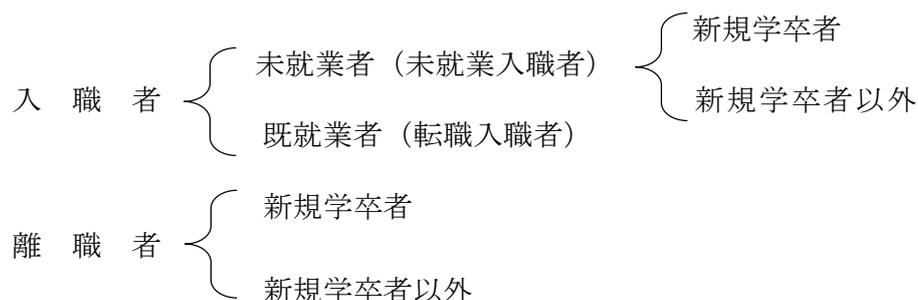
当該事業所に入職する前1年以内に就業経験がなかった者をいい、新規学卒者と新規学卒者以外に分けられる。

イ 既就業者（転職入職者）

当該事業所に入職する前1年以内に就業経験のあった者をいう。

ウ 職歴の区分

この調査では、入職者・離職者について次のとおり区分する。



(19) 前職の従業上の地位

ア 雇用者

会社、官公庁、団体、組合、その他の法人あるいは自営業主や個人の家庭に雇われて給料・賃金などを支払われていた者及び団体の役員をいう。

イ 自営業主、家族従業者

個人で事業を営んでいた者及びその家族で、給料・賃金をもらわずに業主の営む事業に従事していた者をいう。

(20) 賃金変動

前の事業所をやめる直前と比べ調査事業所に入職した時の賃金が、何割くらい増加したか、あるいは減少したかによって、次の区分により表示した。平成10年より「1割未満の増減」の区分を「1割未満増加」、「変わらない」、「1割未満減少」の3つに分けた。

なお、ここでいう賃金には賞与など臨時的に支払われたものは含まない。

ア 3割以上増加

イ 1割以上3割未満増加

ウ 1割未満増加

エ 変わらない

オ 1割未満減少

カ 1割以上3割未満減少

キ 3割以上減少

(21) 離職者の勤続期間

その企業に勤めていた全期間を含み、また、会社の名義変更、分離、合併などがあっても継続して勤務した場合は通算する。定年で一旦退職し、当該事業所に引き続き雇用されていた者が離職した場合は、定年までの期間は含めない。

なお、勤続期間の区分は次のとおりである。

ア 6か月未満

- イ 6か月～1年未満
- ウ 1年～2年未満
- エ 2年～5年未満
- オ 5年～10年未満
- カ 10年以上

## (22) 離職理由

- ア 契約期間の満了  
期間の定めのある雇用契約で雇用されていた者が、その期間の終了によって離職した場合。
- イ 経営上の都合  
事業の縮小、合理化等事業経営上の理由で解雇された場合。また、企業からの要請により希望退職に応じた場合も含める。
- ウ 出向  
企業間の契約又は企業の命令に基づき、他の企業の指揮命令を受けて勤務するために企業間を移動した場合。
- エ 出向元への復帰  
他企業へ出向していた者が出向先から出向元企業へ復帰した場合。
- オ 定 年  
就業規則等に基づいて、一定の年齢に到達したことを理由として退職した場合。
- カ 本人の責による  
重大な服務規則違反など本人の行為により解雇された場合。
- キ 結婚  
結婚の理由で離職した場合。
- ク 出産・育児  
本人又は配偶者の出産・育児のために離職した場合。
- ケ 介護・看護  
家族の介護・看護のために離職した場合。
- コ 死亡・傷病  
死亡、傷病等による場合。
- サ その他の個人的理由  
上記を除いた個人的な都合や家庭の事情等で離職した場合。  
なお、統計表においては、「経営上の都合」、「出向」、「出向元への復帰」を併せて「事業所側の理由」とし、又「結婚」、「出産・育児」、「介護・看護」、「その他の個人的理由」を併せて「個人的な理由」として表章している。

(23) 地 域

47 都道府県を次の 13 ブロックに区分した。

地域名	都 道 府 県 名
北海道	北海道
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北関東	茨城、栃木、群馬、山梨、長野
南関東	埼玉、千葉、東京、神奈川
北 陸	新潟、富山、石川、福井
東 海	岐阜、静岡、愛知、三重
近 畿	滋賀、奈良、和歌山
京阪神	京都、大阪、兵庫
山 陰	鳥取、島根
山 陽	岡山、広島、山口
四 国	徳島、香川、愛媛、高知
北九州	福岡、佐賀、長崎、大分
南九州	熊本、宮崎、鹿児島、沖縄

注 入職・離職前の地域が上記以外の場合は「外国」であり、本報告書掲載の統計表においては、表章していないが、計には含む。

(24) 産業分類

日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づいて次のとおり分類している。

日本標準産業分類番号及び名称		現 職 産 業			前 職 産 業	
		中分類	大分類	大分類団	大分類	大分類団
(調査産業計)						
A・B	農 業 ， 林 業 ・ 漁 業				○	第1次
C	鉱 業 ， 採 石 業 ， 砂 利 採 取 業	○	○		○	
D	建 設 業	○	○		○	
E	製 造 業	○	○		○	
09, 10	食 料 品 ， 飲 料 ・ た ば こ ・ 飼 料 製 造 業	○	} (消)		} (消)	
11	織 維 工 業	○				
12	木 材 ・ 木 製 品 製 造 業	○	(素)		(素)	
13	家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	○	(消)		(消)	
14	パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業	○	(素)		(素)	
15	印 刷 ・ 同 関 連 業	○	(消)		(消)	
16, 17	化 学 工 業 ， 石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品 製 造 業	○	} (素)	} 第2次	} (素)	} 第2次
18	プ ラ ス チ ッ ク 製 品 製 造 業	○				
19	ゴ ム 製 品 製 造 業	○				
21	窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	○				
22	鉄 鋼 業	○	} (機)		} (機)	
23	非 鉄 金 属 製 造 業	○				
24	金 属 製 品 製 造 業	○				
25	は ん 用 機 械 器 具 製 造 業	○				
26	生 産 用 機 械 器 具 製 造 業	○				
27	業 務 用 機 械 器 具 製 造 業	○				
28	電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ・ 電 子 回 路 製 造 業	○				
29	電 気 機 械 器 具 製 造 業	○	} (消)		} (消)	
30	情 報 通 信 機 械 器 具 製 造 業	○				
31	輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	○				
32, 20	そ の 他 の 製 造 業 ， な め し 革 ・ 同 製 品 ・ 毛 皮 製 造 業	○	(消)		(消)	
F	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	○	○		○	} 第3次
G	情 報 通 信 業	○	○		○	
H	運 輸 業 ， 郵 便 業	○	○		○	
I	卸 売 業 ， 小 売 業	○	○		○	
50~55	卸 売 業	○				
56~61	小 売 業	○				
J	金 融 業 ， 保 険 業	○	○		○	
K	不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業	○	○		○	
L	学 術 研 究 ， 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	○	○		○	
M	宿 泊 業 ， 飲 食 サ ー ビ ス 業	○	○		○	
N	生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 ， 娯 楽 業	○	○		○	
80	娯 楽 業	○				
O	教 育 ， 学 習 支 援 業	○	○		○	
P	医 療 ， 福 祉	○	○		○	
83	医 療 業	○				
85	社 会 保 険 ・ 社 会 福 祉 ・ 介 護 事 業	○				
Q	複 合 サ ー ビ ス 事 業	○	○		○	
R	サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	○	○		○	
89, 90	自 動 車 整 備 業 ， 機 械 等 修 理 業	○				
92	そ の 他 の 事 業 サ ー ビ ス 業	○				
S	公 務				○	
T	分 類 不 能 ・ 不 詳				1)	1)
備 考		(消)は消費関連産業、(素)は素材関連産業、(機)は機械関連産業としてそれぞれ統合した。				

注 1) 不詳は表章しないが前職産業計には含む。

## (25) 職業分類

日本標準職業分類（平成 21 年 12 月改定）に基づいて次のとおり分類している。

### ア 管理的職業従事者

課（課相当を含む）以上の内部組織の経営・管理に従事する者をいう。例えば、部長、課長、工場長、支店長、駅長など。

### イ 専門的・技術的職業従事者

高度の専門的水準において、科学的知識を応用した技術的な仕事に従事する者及び医療・法律・芸術・その他の専門的性質の仕事に従事する者をいう。例えば、化学研究員、情報工学研究員、農産物検査員、食品開発技術者、金属技術者、電気工事技術者、測量士、測量士補、システムコンサルタント、システム設計技術者、医師、薬剤師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、歯科衛生士、栄養士、ケースワーカー、保育士、ケアマネージャー、弁護士、司法書士、公認会計士、会計士補、税理士、写真家、デザイナー、プロデューサー、アシスタント・ディレクター、教員、記者、編集者など。

### ウ 事務従事者

一般に課長（課長相当職を含む）以上の職務にある者の監督を受けて、庶務・人事・会計・調査等の仕事、運輸・通信・生産関連・営業販売・外勤に関する事務及び事務用機械の操作の仕事に従事する者をいう。例えば、一般事務員、窓口事務員、受付・案内事務員、経理事務員、生産管理事務員、営業事務員、駅務員、集金人、検針員、郵便事務員、キーパンチャー、パーソナルコンピュータ操作員など。

### エ 販売従事者

商品の仕入れ・販売、不動産・証券などの売買、売買の仲立・取次・代理などの仕事、保険外交、商品の売買・製造などに関する取引上の勧誘・交渉・受注・契約締結の仕事に従事する者をいう。例えば、小売店員、レジスター係、商品訪問・移動販売従事者、再生資源回収・卸売従事者、不動産仲介人、有価証券売買・仲立人、保険外交員、広告取りなど。

### オ サービス職業従事者

介護・身の回りの用務・調理・接客・娯楽など個人に対するサービス、居住施設・ビルなどの管理サービス及びその他のサービスの仕事に従事する者をいう。例えば、介護職員、ホームヘルパー、看護助手、歯科助手、理容師、美容師、クリーニング職、調理師、給仕人、ウェイトレス・ウェイター、キャディ、インフォメーション係、ビル管理人、旅行添乗員、物品一時預かり人など。

### カ 保安職業従事者

人の身边において、身体に対する危害の発生の警戒・防止、又は工場・病院・学校・事務所・住宅・その他の施設などにおいて、火災・破損・盗難の予防、突発事故・不法侵入の防止など、人の生命、財産の保護又は構内秩序の維持等に関する警備の仕事に従事する者をいう。例えば、ガードマン、守衛、門衛、警備員、鉄道警備員、倉庫見回員、建設現場誘導員、プール・海水浴場監視員など。

### キ 生産工程従事者

生産設備の制御・監視の仕事、機械・器具・手道具等を用いて原料・材料を加工する仕事、各種の機械器具を組立・調整・修理する仕事、製版・印刷・製本の作業、その他の生産工程の仕事に従事する者をいう。例えば、製鉄設備操作・監視作業員、製鋼設備オペレーター、鋳物工、旋盤工、板金従事者、溶接工、食料品製造従事者、紡績工、機械組立工、自動車整

備工、印刷・製本従事者、製品検査従事者など。

ク 輸送・機械運転従事者

機関車・電車・自動車・船舶・航空機の運転・操縦の仕事、及びその他の関連する仕事、並びに定置機関・機械及び建設機械を操作する仕事に従事する者をいう。例えば、電車運転士、バス運転者、トラック運転者、タクシー運転者、清掃車運転者、船舶航海士、航空機関士、車掌、甲板長、水力発電員、変電員、クレーン運転士、掘削機械運転工、ボーリング工など。

ケ 建設・採掘従事者

建設の仕事、電気工事に係る作業を行う仕事、ダム・トンネルの掘削などの仕事、鉱物の探査・採掘・採取・選鉱の仕事に従事する者をいう。（ただし、建設機械を操作する人は「輸送・機械運転従事者」となる。）例えば、型枠大工、鉄筋工、大工、屋根ふき工、左官、畳工、配管工、コンクリートはつり工、造園土木工、送電線電工、通信線配線工、土木作業員、線路工事作業員、掘削工、採鉱員、石切工、選鉱員など。

コ 運搬・清掃・包装等従事者

主に身体を使って行う定形的な作業のうち、運搬・配送・梱包・清掃・包装等に従事する者をいう。例えば、郵便配達員、船内荷役作業員、貨物自動車荷扱員、再生資源回収人（回収のみ）、新聞配達員、宅配配達員、荷造工、袋詰工、箱詰工、ビル・建物清掃員、ガラス拭き作業員、公園草取作業員、用務員（学校）など。

サ その他の職業従事者

農林漁業作業員又は分類不能の職業の者をいう。例えば、植木職、造園師など。

(26) 各種比率（以下のア～エについて、年齢階級別は、6月末日現在の常用労働者数が分母となる。）

ア 延べ労働移動率

常用労働者数に対する延べ労働移動者数（入職者数＋離職者数）の割合をいい、次式により算出している。

$$\text{延べ労働移動率} = \frac{\text{延べ労働移動者数}}{\text{1月1日現在の常用労働者数}} \times 100 (\%)$$

イ 入（離）職率

常用労働者数に対する入（離）職者数の割合をいい、次式により算出している。

$$\text{入（離）職率} = \frac{\text{入（離）職者数}}{\text{1月1日現在の常用労働者数}} \times 100 (\%)$$

ウ 転職入職率

常用労働者数に対する転職入職者数の割合をいい、次式により算出している。

$$\text{転職入職率} = \frac{\text{転職入職者数}}{\text{1月1日現在の常用労働者数}} \times 100 (\%)$$

エ 未就業入職率

常用労働者数に対する未就業入職者数の割合をいい、次式により算出している。

$$\text{未就業入職率} = \frac{\text{未就業入職者数}}{\text{1月1日現在の常用労働者数}} \times 100 (\%)$$

オ 入職超過率

入職率から離職率を引いたものをいう。プラスであれば入職率が離職率を上回っており（入職超過）、マイナスであれば離職率が入職率を上回っている（離職超過）ことを示す。

カ 流入（出）率、流出入比率

地域における流入（出）者の割合をいい、次式により算出している。

$$\text{流入率} = \frac{\text{他地域から当該地域への入職者数}}{\text{当該地域の入職者数}} \times 100 (\%)$$

$$\text{流出率} = \frac{\text{当該地域から他地域への入職者数}}{\text{当該地域から当該地域への入職者数} + \text{当該地域から他地域への入職者数}} \times 100 (\%)$$

$$\text{流出入比率} = \frac{\text{当該地域から他地域への入職者数}}{\text{他地域から当該地域への入職者数}} \quad (\text{倍})$$

キ 欠員率

在籍者に対する未充足求人の割合をいい、次式により算出している。

$$\text{欠員率} = \frac{\text{6月末日現在の未充足求人数}}{\text{6月末日現在の常用労働者数}} \times 100 (\%)$$